

様

堺市長 永藤 英機 ⑩

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

（堺市から転出した場合の取り扱いについて）

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に堺市外に転出した場合には堺市の妊婦給付認定は取り消されます。妊婦支援給付金（1回目、2回目）を受け取っておらず、転出後に給付を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

（教示）

1 この処分に不服がある場合は、転出した日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合は、転出した日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。